

白岡市参画と協働のまちづくり審議会条例（案）

（設置）

第1条 白岡市自治基本条例（平成23年白岡町条例第6号。以下「条例」という。）に基づき、市政における市民の参画と協働のまちづくりを推進するため、白岡市参画と協働のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 条例第20条の規定による検証に関すること。
- (2) 市政における参画と協働のまちづくりの推進に関すること。
- (3) 市民活動に関する情報を収集し、又は発信する場所の検討に関すること。

（組織）

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 公募に応じた者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) その他市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、市民生活部地域振興課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年白岡町条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表都市計画税制審議会の部の次に次のように加える。

参画と協働のまち づくり審議会	会長	日額 6,700	1日 1,300
	委員	日額 5,900	